

規則等の名称	徳島県地球温暖化対策推進条例施行規則(平成21年徳島県規則第1号)
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第47号) ・エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備及び経過措置に関する政令(平成21年政令第40号) ・エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成21年経済産業省令第20号) ・エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成21年経済産業省告示第213号)
趣旨	エネルギーの使用の合理化に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令及びエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部が改正されたこと等から、徳島県地球温暖化対策推進条例施行規則について所要の改正を行ったもの。
概要	<ol style="list-style-type: none"> ①地球温暖化対策計画書を提出すべき特定事業者の範囲を改正した。 ②地球温暖化対策計画書及び実施状況等報告書の提出期限を改正した。 ③その他所要の改正を行った。
施行日	平成22年4月1日(一部公布の日)
県民意見等を募集しなかった理由	エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部が改正されたこと等により、必要とされる規定の整理を行うものであり、県民意見等の募集を行っても、その意見を反映させる余地は極めて少なく、募集を行う意味が乏しいため。(地球温暖化対策計画書を提出すべき特定事業者の範囲の改正を除く。)
その他参考事項	地球温暖化対策計画書を提出すべき特定事業者の範囲の改正(特定事業者の拡大)については、規則制定に際し、平成20年12月24日～平成21年1月22日まで県民意見等を募集している。